

第5章 計画の推進にあたって

地域福祉計画を具体的に推進していくには、市民や、各種団体、市がお互いの責任と役割を認識しながら、同じ立場にたった地域福祉の取組を行っていく必要があります。

また、各個別計画の着実な推進と連携を図りながら、福祉コミュニティを確立できる活動を支援し、それぞれの役割を果たして市民と協働で計画の実現に向けた取組を進めることが必要です。

第1 計画の推進

1 協働による推進体制の構築

(1) 市民の役割

市民は、福祉サービスの利用対象者であるとともに、地域福祉の担い手として期待される立場にあります。

市民一人ひとりが地域社会の一構成員として福祉を担うという意識を持ち、個人の知識や技術を生かして地域活動やボランティア活動などに主体的に取り組みます。

(2) 地域の役割

地域やボランティアには、互助・共助の力を高めることが期待されています。

自治会や社会福祉協議会などは、それぞれの活動を実施することのほか、他団体と連携協力することで、地域で行われる福祉活動を一層強化し充実させていきます。

(3) 事業者の役割

サービス事業者は、利用者の立場に立って質の高いサービスを提供することが期待されています。

サービスの提供によって利用者の自立を支援するほか、他の事業者や関係機関、地域の各種団体などとの連携を進めます。

また、サービス内容の情報提供及び公開や利用者の権利擁護などサービスが利用しやすい環境づくりに努めます。

(4) 市の役割

市には、地域福祉を推しすすめるため福祉施策を総合的に推進する責務があります。

このため、福祉以外の様々な分野に関係する部局も含めた庁内の連携に努めます。

また、関係機関や各種団体、事業者などから情報収集を行い、市民ニーズや地域の特性に配慮した施策を進めます。

各種団体やボランティア活動を促進するとともに、関係機関や各種団体等との相互の連携協力を努めます。

2 社会福祉協議会との連携強化

地域に密着しながら地域福祉の推進に中心的な役割を担う社会福祉協議会と積極的に連携し、地域福祉活動の推進や総合的な体制づくりについて協議を進めながら計画を推進するものとします。

地域と市との協働関係を築く上で、コーディネーターとしての社会福祉協議会の役割は大きく、市と社会福祉協議会とが互いの役割を明確にし、連携を深める中で取組を進めていくことが大切になります。

また、社会福祉協議会が市民の参画を得て策定する「地域福祉実践計画」と連携した取組を進めます。

3 計画の見直しと外部連携

庁内組織の「地域福祉計画策定会議」を中心として各個別計画との必要な調整を行うほか、国や道などの動向、社会情勢、福祉関連制度の改正、市民のニーズの変化など必要に応じて計画内容の見直しを進めるものとします。

また、地域福祉を推進するにあたって、市単独では解決困難な課題や広域的な対応がより効果的な問題等については、国や北海道あるいは近隣市町との連携のなかでその解決をめざします。